

第2回 保土ヶ谷区老人福祉センター指定管理者選定委員会議事録

日時：平成17年9月22日（金） 9時～13時

場所：保土ヶ谷区役所201会議室

出席者：（委員）今井委員長、井上委員、海老沼委員、斉藤委員、中村委員
（事務局）青木事務局長、丸山、小山

傍聴者：非公開審議

次第

1 委員長あいさつ

2 定足数の確認

委員5名中、5名が出席

【出席委員】今井委員長、井上委員、海老沼委員、斉藤委員、中村委員

【欠席委員】無

横浜市保土ヶ谷区老人福祉センター指定管理者選定委員会要綱第6条第2項の規定を充たしており本委員会は成立

※横浜市保土ヶ谷区老人福祉センター指定管理者選定委員会要綱第6条第2項

「委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。」

3 面接審査

●財団法人横浜市老人クラブ連合会

○管理運営の基本方針について

1 安全快適な場の提供、2 明るく親切で公平な対応、3 利用者満足度の向上、4 健康相談等への対応、5 趣味の教室等の開催、6 個人情報適切な管理、7 苦情等への対応、8 区政運営方針の反映

○区政運営方針への反映について

1 自治会・地区社協などに働きかけ、施設の利用案内や情報提供を考えており、利用者がお互いに相談できる仲間へと発展し、生き生きと楽しく生活できるコミュニティの再生に寄与できるよう考えている。

2 健康づくり・介護予防への取組は、認知症予防等の場所及び情報提供について積極的に推進していく。

○高齢者のニーズの把握について

- 1 地域高齢者へのアンケート実施
- 2 運営協議会の新設
- 3 提案箱の新設

○すべての利用者への公平なサービス提供に対する基本的な考え方について

従事する職員、スタッフの一人ひとりが、施設の設置目的、趣旨等をよく理解し、あたたかみを持ってサービス提供にあたる。

○職員の採用・配置計画について

所長及び主事は、公募での採用を予定しているが、所長は、市の管理職経験者で高齢者福祉施設の運営に意欲のある者を含め検討し採用する。

コミュニティスタッフも公募で、毎年更新を原則とし最長3年間を限度に、高齢者・地域福祉にある程度経験を有する人生経験豊かな者を採用する。

○職員の研修計画について

さわやかなふれあいを基本に、利用者が安全で快適かつ楽しく過ごせるよう、コミュニティスタッフに対する研修を実施する。また、毎日のミーティングを実施する。

●質疑応答

Q 消費税を払っていますが、これはどういう内容か？

A 老人福祉センターの運営以外に、横浜市から補助金をもらい、様々な事業を行っており、その部分に課せられている。

Q 囲碁を始めたいという人のための講習会は開催しないのか？

A 開催について検討していきたい。

Q 所長には、横浜市の管理職経験者を充てるようなことになっているが、その様に限定されるのは天下りであり、問題ではないか？

A 必ずしも、管理職経験者というわけではなく、公募でも行う。

Q 防犯対策の機械警備は、どういう内容か？

A 18年度から機械警備に転換し、300万円程度削減したい。これにより、現在の提案額からその金額が削減されることになる。

Q 高齢者のアンケート実施の頻度は？

A 毎月実施しないが、年に数回ということになる。

Q 現在地域の自治会と話し合いを持つことはあるのか？

A 指定管理者への応募を契機に、自治会・地区社協と関わり合いを持っていきたい。

Q 年間の研修スケジュールはあるのか？

A 採用時研修を大きな柱とし、もう一つは日常的なミーティングを活用し研修を行う。
また、随時研修として、時間を取りながら研修の機会を作っていく。

Q 介護予防についてどのように考えているか？

A 施設を利用してもらうことが、介護予防と考えているが、その他、地元などから働きかけがあれば場の提供や区とタイアップしながら講座などを開催していく。また、地域において健康づくりリーダーを養成し、健康管理講座や転倒事故防止講座を開催していく。

Q 講師謝金にバラツキがあるか？

A 趣味の教室の講師については、1人1回5千円を基準としている。講師謝金総額を開催数で割ると1回5千円の基準額となる。健康相談については、医師であるため、高めの設定となっている。

講師謝金については、横浜市から金額の指示がある。

Q 介護予防などについて、ケアプラザなどとの連携は？

A 健康づくりや介護予防についても力点を置いて運営していきたいと考えている。専門職の方の力添えがないとやっていけないので、ケアプラザや区福祉保健センターと協力しながら、進めていきたい。

Q 収支予算書の事務経費の内容は？

A 印紙代、職員研修及び社会保険労務士事務処理代である。

Q 社会保険労務士経費の算定は？

A 市老連及びセンターなどの事務処理費を割合で算出している。

● 保土ヶ谷区区民利用施設協会

○ 管理運営方針の基本方針

- 1 高齢期を迎えた人々が健康で明るい生活を営めるよう、教養の向上や趣味などの学習機会の提供を行い、地域や近隣での高齢者の社会活動を支援するよう努める。
- 2 区民ニーズに応え、公共的かつ公平性を確保しつつ利用者サービスの向上に努める。
- 3 高齢者の健康づくり、介護予防を進めるための各種支援策を実施する。
- 4 高齢期を健康で快適に過ごすための各種相談機能等を強化する。

○ 区政運営方針への反映について

地域コミュニティの再生は、区民利用施設協会の設置目的と合致しており、目指すところが

一緒であり、狩場緑風荘を「高齢者の生きがいの場づくり」として活性化していく。

○高齢者のニーズの把握について

- 1 利用者懇談会の開催
- 2 アンケートの実施
- 3 提案箱の設置

○すべての利用者への公平なサービス提供に対する基本的な考え方について

- ・誰もが何時でも使え、気持ちよく利用できる施設運営の実現
- ・趣味の教室や自主事業等への公平な参加
- ・広報による利用機会の公平な提供

○職員の採用・配置計画について

- ・所長1、指導員2、スタッフ16、計19名体制で人員を配置。
- ・所長は、福祉関係施設の経験者等、また区民利用施設の館長経験者で高齢者福祉に理解ある者をあてる。

○職員の研修計画について

- ・接遇研修／生涯学習基礎研修／普通救命・AED講習／パソコン研修等を計画している。

●質疑応答

Q スタッフを5人から4人に減らすということだが、その内容は？

A 指定額（10,526千円）をもって、5人体制を維持しようとするとは限度超過となる。減員したとしても、サービス低下を引き起こさないように考えている。

Q 減員による管理運営費の減はないのか？

A 多少20万円位は減るが、その分もイベント等への取組で、指定額を消化すると思う。

Q 防犯のところで、機械警備に置き換えるということだが、これはどういう風に考えているか？

A 管理運営提案書では、機械警備を56万円で算出した。従来の人による警備では、300万円を超えている。また、安全を考慮した場合、遠隔操作による機械警備が良いと思う。

Q 収支予算書の事務経費に消費税と記されているが、これは何であるか？

A 前々年度の委託料が3千万円を超えていると発生する。

Q この事業の部分については、法人課税（税務署）に確認し非課税だと聞いた。

A 確認しておきます。

Qそれと、その残りの390万円はどういうことか？

A事務経費として、協会の本部経費を見込んでいる。指定管理者制度以前は、本部経費が措置されていたが、今後は不明確であるため今回計上している。

Q苦情受付体制について委員会を設置するようだが、施設内に委員名を掲示するのか？

A今のところ、人選については未定であるが、考えていきたい。

Q現在運営している地区センターではどうなっているか？

A定期的に運営委員会で対応している。

Q現在、協会として消費税を払っているが、これはどういうことか？

A区民利用施設協会は、収益事業として課税されている。その他法人税については、平成18年3月まで、実費弁償による事務処理の受託等の確認について保土ヶ谷税務署から通知を受けており、免除となっている。

Q高齢者を対象とした施設への取組は初めてだと思うが、職員の人選はどうか？

A所長は、福祉関係施設の管理経験者又は区民利用施設の館長経験者を、指導員は、高齢者福祉施設の経験者等を考えている。

Q教室や事業では定員が限られているため、保土ヶ谷区で実施する事業を誘致すると提案されているが、これは、自主事業では何回か行い、それ以外に実施していくということか？

Aそのとおり。自主事業以外にも保土ヶ谷区へ場の提供なども行っていく。

Q他施設との連携方法は？

A第一には、区の事業を考えており、次に近隣の施設と相談しながら共催の形で進めていく。

●特定活動非営利法人建物管理ネットワーク

○管理運営方針の基本方針

- ・楽しさと生きがいを感じられる施設
- ・利用者が安全・安心して利用できる施設
- ・利用者の健康を保ち、要介護を予防する施設
- ・公平・公正なサービスが行き届き、個人情報を守る施設
- ・地域と連携し、協働して運営する施設

○区政運営方針への反映について

・運営にあたっては地域との連携を第一に考え、自治会・町内会、市区老人クラブ連合会等との関係を密にし、「健康で安全な地域社会の推進への貢献」を図る。

- ・区の特徴、時代の流れや変化を見極めながら、高齢者のニーズを把握し、運営に反映させることにより、高齢者の地域コミュニティの核として役立つ施設とする。

○高齢者のニーズの把握について

- ・区老人クラブ連合会、自治会・町内会等の代表者による老人福祉センター委員会を設置し、提言や意見を把握し、利用者ニーズ、地域ニーズを運営に反映させる。
- ・文化系利用、スポーツ系利用の別に利用者会議を開催し、ニーズを把握し運営に反映させる。
- ・アンケート調査を定期的実施する。
- ・投書箱やホームページを開設し、利用者ニーズを把握する。
- ・積極的に利用者とのコミュニケーションを図る。

○すべての利用者への公平なサービス提供に対する基本的な考え方について

- ・公の施設であることを念頭に置き、個人・団体、男女を問わず、安全面に配慮した運営を行う。

○職員の採用・配置計画について

- ・施設職員専任として、所長1、指導員1、スタッフ20、嘱託員1の計23名とし、他に、本部団体職員5名を配置して施設の運営を側面から支援する。
- ・所長は、公募または経験者を考えている。

○職員の研修計画について

- ・業務研修／接客研修／人権研修／防犯・防災研修／定例研修等を計画している。

●質疑応答

Q 警備業務で312万円を計上しているが、どういう内容か？

A 機械警備も絡んでいるが、セキュリティ関係を中心に出入り口及び施設周辺の見回りを考えている。

Q 講師謝礼で、5千円と2千円の2種類に分かれているのはどういうことか？

A 講師と助手で分けている。

Q 事務経費の内容はどのようなものか？

A 本部経費である。一定の率を乗じて積算している。

Q インターネットを通じた高齢者同士の情報交換は、高齢者になじまないと思うが、他の方法はないか？

A 地区センター等では、高齢者向けのパソコン教室が好評であり、徐々に、インターネットができる人が増えていると聞いている。仲間づくりについては、新たなサークルの立ち上げについて指導・助言を行い、個人には情報提供を行っていく。

Q 機械警備や事務経費（本部経費）が高いと思うが？

A 積算して計上している。

Q 地域と連携し協働して運営する施設として老人クラブや自治会が挙げられているが、他には？

A 社会福祉協議会や施設を利用者に関わりのある団体に関わりのあるところを考えている。

Q ケアプラザでは介護予防などについて取り組んでいるが、そことの連携は考えているか？

A 他の施設との連携は大切と考えている。区の担当課から情報を得ながら取り組んでいきたい。

Q 場の提供などは考えているか？

A 区政運営方針や地域計画に沿ったものについては積極的に行って行きたい。

5 講評

■財団法人横浜市老人クラブ連合会

施設の設置目的や機能に合致した適正かつ明確な基本理念、基本方針をもっており、全体的に事業計画のバランスがよく、確実な管理運営を行うことができると認められる事業計画になっていた。高齢者事業活動への取組実績では、先駆的な団体であり、高齢者の方たちが生きがいをもって充実した高齢期を過ごすことができるような視点が、健康相談や生活相談、趣味の教室など随所に見られ、他の団体より優れていた。その他の項目についても、当該団体の計画等は妥当な内容となっており、円滑な運営が見込めるとして、総合的に第1位候補者とすることが適当であると認められた。

■保土ヶ谷区区民利用施設協会

地区センターやコミュニティハウスなどの受託管理者として豊富な実績とノウハウがあり、利用者の利便性に配慮した事業計画が示された。趣味の教室以外の自主事業については、興味を喚起する独創的かつ魅力的なものが豊富に計画されており、高齢者施設の役割を十分配慮した内容と認められ、他の団体より優れていた。また、特に職員研修に関しては、職場研修・外部研修ごとの特性を見極めた上で、積極的な取組が計画されており、研修の目的が効果的・効率的に達成できる内容と認められる点が他の団体より優れていた。以上の他にも、サービスの向上策に係る提案などは、第1位候補者とほぼ同等の評価が得られた。しかし、管理運営の安定性を評価する財政規模については、多岐にわたり事業展開を行う第1位候補者が先んじており、評価に差が生じた。

■特定活動非営利法人建物管理ネットワーク

管理運営の基本方針や公平利用に対する基本的な考え方については、概ね理解している。また、職員採用や研修体制についても具体的かつ詳細な提案が整理されており評価が得られ

た。一方で、趣味の教室への取組について具体性に乏しいと考えられる点があった。設立されたばかりの団体であり、財政状況については過去に実績がないことなどから、評価の差につながった。

6 審議

各委員の集計結果を確認し、委員長より最終確認を行った。

委員長：応募団体の評点表の集計結果に基づき、優先交渉権者を1団体選定する。また、優先交渉権者と何らかの理由で協定が締結できなかった場合のために、第2位交渉権者を1団体選定する。

1位団体 「財団法人横浜市老人クラブ連合会」 1, 380点

2位団体 「保土ヶ谷区区民利用施設協会」 1, 270点

以上の結果となった。1位団体については、施設の管理運営をお任せするにふさわしいと思う。よって、この評点表の集計結果に基づき、1位団体を優先交渉権者として選定したいと思うがいかがか。

委員：異議なし

委員長：では、満場一致ということで、評点表1位の団体を優先交渉権者として選定する。

また、評点表2位の団体は、第2位交渉権者となるが、こちらについてはいかがか。

委員：異議なし

委員長：では、満場一致ということで、評点表2位の団体を第2位交渉権者として選定する。

本日の選定結果は、選定委員会から区長に報告後、平成17年12月の市会で議決され正式に決定する。

(審議結果)

上記の審議結果に基づき、第1位優先交渉権者及び第2位交渉権者を決定した。